

中堅・中小企業のグローバル展開における
外国人留学生活用セミナー

「外国人留学生採用における
在留資格手続き」

2015年11月30日



アスパル行政書士事務所

代表 小口隆夫

アスパル行政書士事務所のご紹介

2001年2月開業 14年間の実績

得意分野:外国人のビザと許認可業務

経験豊富なスタッフ 行政書士

元入管スタッフ中国人

日本で起業する外国人を支援するコミュニティ

“Business Project in Japan(BPIJ)”を主宰しています。

BPIJは、外国人の起業家と日本人の起業家、士業などの専門家が、これから起業を目指す外国人をバックアップするコミュニティです。セミナー、交流会を開催。

メルマガ「アントレプレナーズ・レポート」配信中



USPALは、“Let Us be Pals!”を表現した造語です。

在留資格の基礎知識(1)

✓「ビザ」と「在留資格」は別もの??

✓在留資格は、27種類

- “ワーキングビザ”という在留資格はありません！
- 就労系資格と身分系資格

✓留学生が就職する場合の在留資格

- 『技術・人文知識・国際業務』が大半
- 今持っている在留資格からの変更が必要です。

在留資格変更許可申請

- 本人が住居地の入国管理局に出頭し申請
雇用会社の方が手続きを代行することはできません。
- 就職のため転居する場合には要注意

在留資格の基礎知識(2)

✓在留資格の変更が許可される要件

① 外国人の学歴・職歴

- 学歴: 従事しようとする業務に必要な技術・知識に関連する学科を専攻していること
- 職歴: 10年以上の実務経験(国際業務は3年以上)

② 雇用会社の状況

- 安定性・継続性
- 赤字でも外国人の採用は可能

③ 外国人が行う業務内容・報酬額

- 日本人と同レベルの報酬を支払うこと

①②③すべてをクリアすることが必要です。

留学生と在留資格

～採用にあたって確認すべきこと～

✓ 現状の在留資格は？

- － 在學生：「留学」
- － 既卒者：「特定活動（就職活動）（6ヶ月）」 更新できます。

✓ 短大・大学・大学院の場合

- － 専攻学科に関連する職種 又は 母国語の翻訳・通訳・語学指導業務

✓ 専門学校の場合

- － 専門士を取得していることが条件
- － 専攻学科に関連する職種（より狭く解釈する）

✓ 日本語学校の場合

- － 他に大学や専門学校を卒業していることが条件（又は実務経験）
- － 日本以外の国でも可

- ・ カテゴリ1＝上場会社・国・地方公共団体等
- ・ カテゴリ2＝源泉税の納付額が1,500万円以上
- ・ カテゴリ3＝　　　〃　　　　　　　　　が1,500万円未満
- ・ カテゴリ4＝その他

カテゴリ1と2は、原則添付書類不要ですが。。。

入管は「資料が足りません。」とは言ってくれません。

✓ ホームページで紹介されている書類は最低限

法務省のホームページ

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

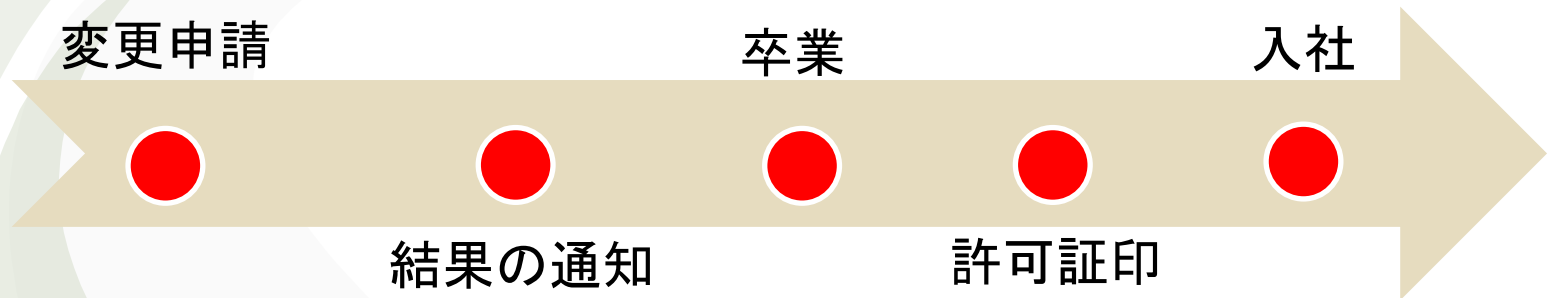
在留資格変更許可申請のための書類(2)

✓ 主な必要書類

- パスポート、在留カード、写真、会社四季報・法定調書の合計表のコピー
→ カテゴリに関わらず必要
- 雇用契約書(内定通知書、労働条件通知書 他)のコピー
雇用条件が記載されていて、雇用会社と被雇用者で合意したもの
- 雇用会社に関する資料
会社案内、登記事項証明書、決算報告書
新規事業の場合は事業計画書
- 申請人に関する資料
在学証明書、卒業見込証明書、成績証明書、履歴書
- その他
雇用会社の理由書、申請人の理由書、職務内容説明書 他

在学生の在留資格変更申請のスケジュール

- ビザの変更申請は、卒業年度の12月ごろから開始
- 大学や専門学校の卒業見込証明書を添付
- 結果は、卒業前に通知されます。
- 許可証印時に卒業証明書を提示してください。



留学生と在留資格

～採用後に必要な諸手続～

外国人本人の手続き

- ビザの期間更新(1年、3年、5年)
- 転居 住居地の変更届
- 勤務先の変更 所属機関に関する届出

所属機関の手続き

- 外国人雇用状況の届出(雇用対策法に基づく)
- 外国人労働者の雇用労務責任者の選任(外国人労働者を常時10名以上雇用している事業者)
- 所属機関の届出(入管法に基づく、ただし「外国人雇用状況の届出」を行っている企業は除く)



**日本人と外国人が
共生できる日本へ！
Let us be Pals!**

ご相談・ご質問は、下記あてにお願いします。

www.esoudan.com

koguchi@esoudan.com

03-3492-7252

メルマガ配信中！「アントレプレナーズレポート」